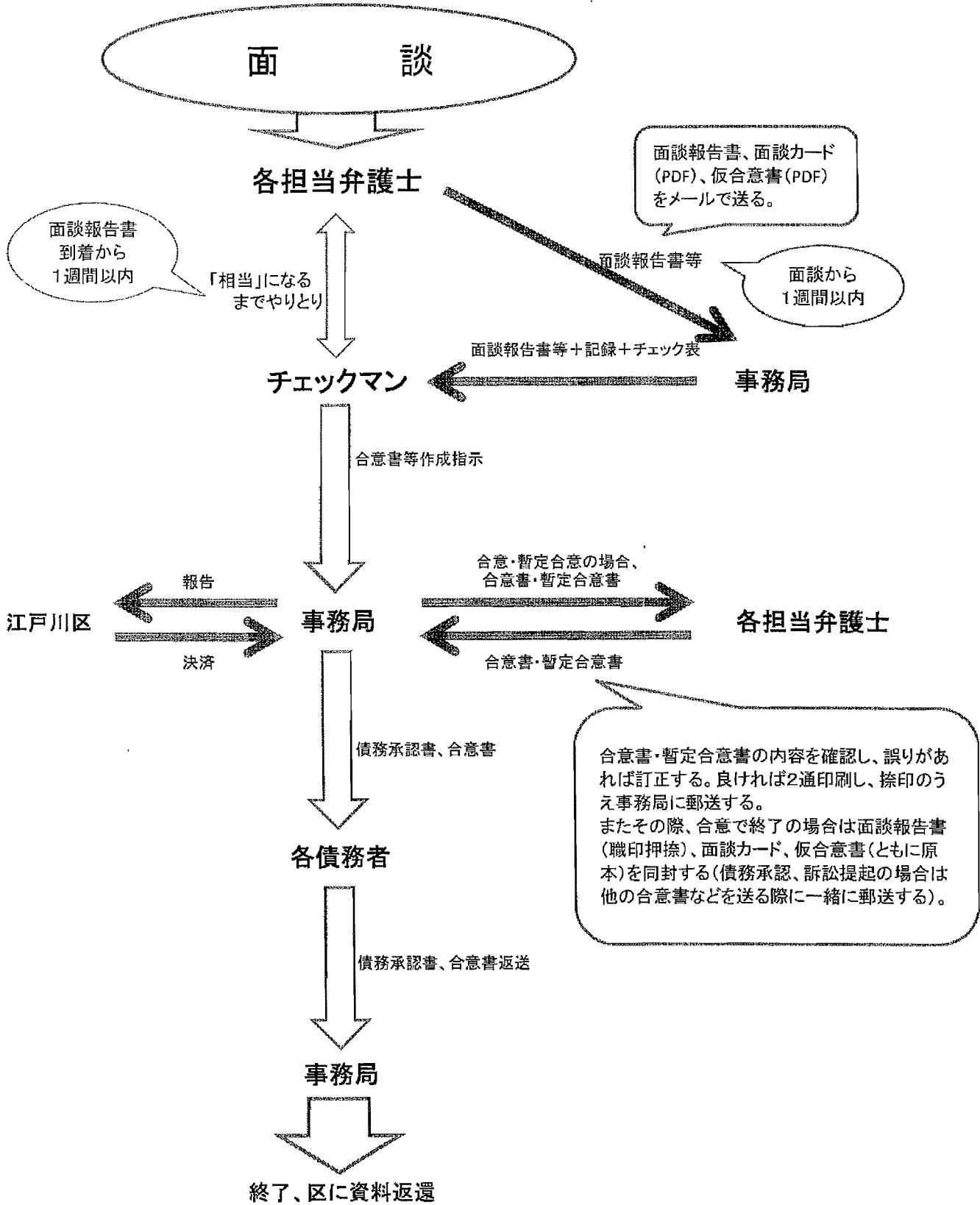


# 面談後の流れ



平成 23 年 10 月 26 日

## 面談結果報告書

〒104-0061  
東京都中央区銀座4-10-3  
セントラルビル8階  
ライツ法律特許事務所  
TEL：03-3547-3761 FAX：03-3547-3760  
弁護士 西 尾 政 行

管理番号 25●●番

面談者 江戸川 三郎（保証人・63才）免許証で本人確認

現住所：〒132-●●●●

東京都江戸川区●●

TEL： 携帯：

面談日時 平成23年10月25日午後1時30分～2時00分

面談場所 グリーンパレス2階

### 第1 面談内容

当職が上記面談者と面談し、同人から聴取した話の内容は下記のとおりである。

—記—

#### 1 保証の経緯

借受人の●●●●とは会ったことがなく、私は連帯保証人になった記憶はありません。思い当たることは、保険外交員であった●●の同僚の人間から、「保険の解約のため印鑑証明が2通必要である」と言われて、渡したことがあります。それが流用されてしまったのではないかと思います。

納得はいかないが、借受人の●●さんはすでに亡くなっているとのことですし、私もよく用途を確認せずに印鑑証明を渡してしまっ

たこともあるので、支払はします。

## 2 その後の経過

平成 22 年 1 月に計 5 万円、平成 22 年 7 月に 2 万円の返済がありますが、これは私が支払ったものです。江戸川区の担当者との話で、1 万円ずつの分割払いの納付書を送られて、「遅れてもいいから」と言われていたので、継続して支払う必要があると思っていませんでした。

なお、つい最近（10 月 14 日）に 10,100 円を返済しています（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認）。

## 3 現在の生活状況

現在の住所地に妻と 2 人で暮らしています。

仕事は、派遣会社に登録しており、●●区の清掃事務所の資源ゴミの収集の仕事をしています。給料は 10 日ごとに支払われる仕組みで、手取額は 8 月は約 1 8 万、9 月は約 1 7 万円でした（賃金支払明細書を確認）。そのほかに、日曜日にアルバイトを少ししています。1 日 7200 円で、先月は 3 日行ったので、1 ヶ月 2 万円くらいの小遣い稼ぎにはなります。

支出については、家賃が 6 万円、家賃以外の生活費は、光熱費 1 万 5000 円、携帯代は 2 人で 1 万円、食費 4～5 万円です。その他、借金返済が月に約 9 万円あります。内訳は、みずほ銀行のクレジットカードのキャッシングローン（残 6 万・月 1 万返済）、新生フィナンシャル銀行（残 112 万、月 4 万円返済）、アコム（残 28 万、月 6000 円返済）、アイフル（残 29 万、月 2 万円返済）です。

債務整理をしたことはないし、今後も依頼するつもりはない。意地でも自力で返済したいと考えています。

## 4 面談者の意向

一括払いはできないので、月々 1 万 5000 円ずつの分割払いをお願いします。妻もパートをしており月 13 万円程度の収入があるので、1 万 5000 円であれば確実に毎月支払えると思います。

## 第2 当職の意見：分割合意

面談者の生活状況及び収支状況に鑑みて、月1万5000円ずつの分割払いに応じるべきである。

なお、平成23年10月14日に利子分10,100円を返済している（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認した）。

以上

作成日 平成24

管理番号 ●●●●

## チェック担当者の意見書

- |              |            |          |                |
|--------------|------------|----------|----------------|
| 1 チェック担当者の氏名 | 西尾 政行      |          |                |
| 2 面談担当者の氏名   |            |          |                |
| 3 借受人        | 江戸川 太郎     |          |                |
|              | 現況         | 督促状到達    | 連絡の有無<br>担当 有り |
| 4 連帯保証人      | 江戸川 次郎     |          | 連絡の有無<br>担当 無し |
|              | 現況         | 到達(普通郵便) | 借受人との関係 友人     |
| 5 面談者        | 江戸川 太郎     |          | 債務者との関係 本人     |
| 6 面談担当者の意見   | 債権放棄       |          |                |
| 7 チェック担当者の判定 | 不相当        |          |                |
|              | チェック担当者の意見 | 訴訟提起     |                |

## (チェック担当者のコメント)

面談担当者は、面談者が生活保護に準ずる状態であるとして、債権放棄が妥当との意見である。しかしながら、借受人には一応の就労能力は認められること、また借受人の供述を裏付ける客観的な資料がない中で、債権放棄とすることには躊躇を覚える。また、借受人に対して債権放棄すれば、連帯保証人に対しても請求できなくなる。連帯保証人は訴訟対象とすべきであるが、そうであれば借受人もあわせて訴訟対象とすべきである。

- |               |       |    |     |      |
|---------------|-------|----|-----|------|
| 8 受任事務の処理方針   | 借受人   | 継続 | 方向性 | 訴訟提起 |
|               | 連帯保証人 | 継続 | 方向性 | 訴訟提起 |
| 9 江戸川区への報告の要否 | 追って報告 |    |     |      |
| 10 納付書の要否     | 不要    |    |     |      |
| 11 事務局に対する指示  | 訴状作成  |    |     |      |
| 12 ファイルの返還    | 不可    |    |     |      |

平成25年7月9日現在

## 平成19年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		34	8,352,106	36%
②分納合意	分納合意	17	3,047,194	13%
	債務承認	2	325,000	1%
	小計	19	3,372,194	15%
③債権放棄・その他	生活保護	1	112,000	0%
	破産	2	275,000	1%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	20	4,043,000	18%
	小計	23	4,430,000	19%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	3,070,800	13%
	判決	8	2,245,000	10%
	和解	10	643,800	3%
	取下げ	5	862,000	4%
	小計	24	6,821,600	30%
⑤交渉中		0	0	0%
合計		100	22,975,900	100%
回収金額 ①+④完納		35	11,422,906	50%

## 平成20年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		37	19,382,346	23%
②分納合意	分納合意	34	7,654,254	9%
	債務承認	1	381,000	0%
	小計	35	8,035,254	10%
③債権放棄・その他	生活保護	1	500,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	1	490,000	1%
	行方不明・その他	10	4,216,000	5%
	小計	12	5,206,000	6%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	15,596,593	19%
	判決	61	21,876,279	26%
	和解	38	7,163,128	9%
	取下げ	16	6,176,000	7%
	小計	116	50,812,000	61%
⑤交渉中		0	0	0%
合計		200	83,435,600	100%
回収金額 ①+④完納		38	34,978,939	42%

## 平成21年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,000 件	230,644,367 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		220	66,339,146	29%
②分納合意	分納合意	196	21,887,823	9%
	債務承認	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>196</b>	<b>21,887,823</b>	<b>9%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	19	3,862,542	2%
	破産	6	1,594,656	1%
	死亡	5	1,190,000	1%
	行方不明・その他	9	2,222,000	1%
	<b>小 計</b>	<b>39</b>	<b>8,869,198</b>	<b>4%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	24	49,508,918	21%
	判決	299	63,243,633	27%
	和解	198	16,242,290	7%
	取下げ	24	4,553,359	2%
	<b>小 計</b>	<b>545</b>	<b>133,548,200</b>	<b>58%</b>
⑤交渉中		0	0	0%
<b>合 計</b>		<b>1,000</b>	<b>230,644,367</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額</b> ①+④完納		<b>244</b>	<b>115,848,064</b>	<b>50%</b>